

いじめ防止研修資料（案）

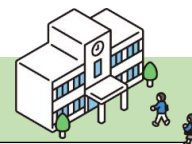
～子どもたちの笑顔が輝くために～

いじめは依然として深刻な社会問題であり、多くの学校で発生しています。また、いじめの認知件数は年々増加傾向にあり、いじめを起因として体調を崩したり、学校を休んだりする子供も多くいます。

いじめが起きると被害者だけでなく、加害者や周囲の児童生徒にも深刻な影響を与えます。また、いじめに関わる対応に追われて心身共に疲弊している教員もいます。

練馬区内の学校においても、発生しているいじめ事案が複雑化・長期化していることから重大事態として対応した事案も増加しています。

そのため本資料は、いじめを未然に防ぐこと、いじめ発生により苦しむ子供を救うこと、いじめに係る対応を教員が適切に行うことを目的に作成しました。本資料を学校全体で共有し、いじめに関する校内研修の充実を図っていただき、誰もが楽しい学校生活を送れるようにお願いします。



＜練馬区の基本姿勢＞

○いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。

○いじめは、どの児童生徒にも、どの学校（園）においても起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。
「令和6年度練馬区いじめ問題対策方針」より

＜いじめの定義＞

※いじめ防止対策推進法第2条第1項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ重大事態の定義＞

※いじめ防止対策推進法第28条第1項

- 1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

校内研修等における本資料の扱い

【2～6ページ】「具体的ないじめの事例」および「対応の視点」

事例を熟読し、不適切な対応等にマーキングするなどした上で、改善策を話し合いましょう。また、事例に対する対応の視点を参考とし、自校の取組と比較するなどして、話し合いましょう。

【7～12ページ】「未然防止」「早期発見」「早期対応」の対応について

「未然防止」「早期発見」「早期対応」について、区内学校の取組を参考にしながら自校で取り組めること等を話し合いましょう。

【13ページ】「いじめ防止のチェックシート」

いじめを未然防止・早期発見できるように、校内および家庭においてご活用ください。

【参考資料 1ページ以降】

- ・練馬区いじめ対応フローチャート
- ・練馬区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート
- ・いじめ重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト（練馬区版）

事例1

悪気はなかったのに、いじめと捉えられた場合

小学校2年生を担当しているA教諭は、児童Bから次の相談を受けた。「Cにいじめられている。算数の時間に、Cがしつこく話しかけてくる。やめてと言ってもやめてくれない。」A教諭はBに対して、Cに確認すると伝えた。

後日、A教諭はCにBの訴えを伝えたところ、Cは次のように述べた。「算数の問題を解くときに、Bが困っていたので教えただけである。悪気はない。」A教諭は、Cが好意でBに話しかけていたと判断し、そのようにBに伝えると述べた。

A教諭がCの主張をBに伝えたところ、Bは「私は困っていたわけではない。問題の解き方を考えていたのに、Cが話しかけてくるから集中できない。」と述べた。A教諭は、Bの主張を踏まえて席替えをすることにした。ただし、Cに対しては特段の指導を行わないこととした。

後日、A教諭はC保護者から電話連絡を受け、「Cは好意でBに声をかけたのに、A先生はBの主張だけを取り上げ、BとCの距離を開けた。Cへのフォローもない。Cは大変傷ついている。」と訴えられた。



対応の視点

- ◆いじめ被害を訴える児童への寄り添い
- ◆加害を訴えられた児童に、悪気はないということ
- ◆対象児童および関係児童の発達特性の理解
- ◆特性のある児童の保護者への説明



保護者が他の児童の発言を録音しようとする場合

小学校4年生の児童Dは、E、FおよびGに自分の名前や体型をからかわれたり、替え歌を歌われたりすることに悩み、D保護者に相談した。D保護者は、事実確認のため学校の承諾を得ず、DにICレコーダーを持たせて登校させ、E、FおよびGの発言や替え歌を録音した。

翌日、D保護者は、ICレコーダーを持参して来校し、副校長および担任のE教諭に録音した内容を聞かせ、今後の学校の対応について次のように相談した。「Dは、E、FおよびGにいじめられて悩んでいる。このままだとDは不登校になってしまう。」「E、FおよびGとその保護者に録音した内容を聞かせたい。」「学校は臨時保護者会を開いて、E、FおよびGのいじめを公表してほしい。」

副校長およびE教諭は、検討させてほしいとD保護者に伝えた後に、校長に報告した。報告を受けた校長は、スクールロイヤーに相談して、次の助言を得た。



「保護者がICレコーダーを持たせることを、学校が拒否することはできない。」

「録音した内容の扱いや校内でのICレコーダーの扱いについて、保護者とよく協議する必要がある。」

校長は、E教諭およびいじめ対策委員会のメンバーに、Dおよび学級児童の生活アンケートを調べるよう指示した。その結果、Dのアンケートには何も記載がなかったが、数名の児童がE、FおよびGの行為を記載していた。

- ◆児童の電子機器の持ち込みに対する、学校としての共通見解
- ◆児童および保護者の被害報告に対する正確な事実確認
- ◆保護者の過剰な要求に対して、客観的事実や法律等の根拠に基づいた学校の対応



いじめ行為を特定できなかった場合

小学校5年生を担当しているH教諭は、児童Iの保護者から「Iが、JおよびKから、にらまれたり、無視をされたりするなどのいじめを受けている。」という相談を受けた。H教諭はいじめ対策委員会で協議した結果を踏まえ、翌日に「Iが精神的に苦痛を感じているなら、それはいじめです。JおよびKを指導します。」とI保護者に伝え、翌日、JおよびKに確認した。ところがJおよびKがその行為を否定したため、H教諭は「きみたちがしていないと書いていても、Iはいじめを受けていると感じているので、今後注意するように。」とJおよびKに伝えた。

その日の放課後、JおよびK保護者が来校し、「JおよびKはIのことをにらんでいないし、無視もしていない。これはいじめではない。」とH教諭および学年主任に訴えた。H教諭は、JおよびK保護者に「いじめとは言っていない。しかし、人が傷つく行為はいじめと捉えられかねないので、注意するよう伝えた。」と説明したところ、JおよびK保護者は「I保護者は色々な人に『Iは、JおよびKにいじめを受けた』『H先生もいじめと認めた』と言いふらしている。普通に生活していただけなのに、相手の捉え方でいじめの加害者にされてはたまらない。訂正してほしい。」と言われた。

後日、H教諭はI保護者に「Iの訴えを確認できなかった。本件はいじめではない。」と伝えたところ、I保護者は大きな声で「H先生はいじめと認めたではないか。一度認めたことを訂正するとは何事か。」と訴えた。

- ◆定義に基づいたいじめの認定
- ◆児童および保護者の被害報告に対する的確な回答および正確な事実確認
- ◆被害内容を確認できなかった場合の対応
- ◆保護者の特性に応じた、学校としての対応



部活動でいじめを認知した場合

中学校1年生の生徒Lは、中学生になったらこれまで未経験だった運動を始めたいと思い、バスケットボール部に入部した。Lは、他の生徒と比べると技術的には劣るものの、日々の練習に一生懸命取り組み、徐々に上達していった。

6月に行った生活アンケートにおいて、Lは自由記述欄に「部活動のことで悩んでいる。」と書いていたため、Lの担任であるM教諭は、バスケットボール部顧問のN教諭に報告し、N教諭と共にLと面談を行うことにした。

MおよびN教諭がLに聞き取りをしたところ、Lは部活動の練習中にミスをすると、先輩や同級生から「下手くそ。」「やめろ。」と暴言を吐かれたり、試合形式の練習の際に同じチームになると、周りが嫌な顔をしたりすると述べた。後日、N教諭はバスケットボール部でミーティングを開き、部活動の意義や仲間との関わり方について話をし、最後に「技術が劣るからといって、同じ部活動のメンバーが傷つく言動は控えよう。」と述べた。

数日後、M教諭はL保護者から「Lが、部活動をやめたい、学校にも行きたくない、と言っている。」という連絡を受けた。M教諭がL保護者に詳しく聞くと、L保護者は「バスケットボール部でのLへのいじめは収まっていない。N教諭がミーティングを開いてから、さらにいじめがひどくなった。」と述べた。



- ◆部活動における生徒間の人間関係の把握
- ◆学級担任と部活動顧問の連携
- ◆部活動における人権教育の推進
- ◆部活動における生徒のモチベーションの維持増進



いじめ行為を行った人物を特定できない場合

中学校1年生の生徒Oのノートに落書きがされていた。生徒Oから相談を受けたO保護者は、担任のP教諭に「Oは学校に行くのが怖いと言っている。犯人を特定して、厳しく指導してほしい。」と伝えた。

翌日、P教諭は、Oから話を聞いた上で、休み時間にさりげなく学級の生徒数名に話を聞いてみたが、何も手掛かりを得られなかった。放課後、P教諭が電話でO保護者に報告すると、O保護者は「Oは登校するのが怖いと言っている。何としてでも犯人を見つけ出して指導してほしい。」と述べた。

翌日、P教諭は、自らの判断で学級の全生徒から個別に聞き取りをしたり、匿名のアンケート調査を行ったりしたが、新しい情報を得ることはできなかった。

P教諭がO保護者から相談を受けた3日後、Oは欠席した。その日に、O保護者から副校長に電話があり、O保護者はこれまでのP教諭の対応について、不満を述べた。また、O保護者は、これまでの学校の対応および今後の対応について文書回答を要求するとともに、いじめを放置した結果、Oが登校できなくなった



ことについて、管理職からの謝罪文を求めた。副校長はO保護者に、P教諭に確認をした上で、学校としての見解を回答すると述べた。O保護者からの連絡後、副校長はP教諭に話を聞き、学校として初めて事態を把握した。

- ◆生徒の人権に配慮した客観的事実把握の取組
- ◆警察との連携
- ◆法に基づく情報共有と組織的な対応
- ◆文書回答を求める保護者への対応
- ◆すべての生徒が安心して学校生活を送ることのできる対応策の提示



中学校2年生の生徒Qは、部活動の帰りに先輩数名から、変なポーズを取るよう強要された。Qは、恥ずかしいからと何度も断ったが、最終的に断り切れずにポーズを取ったところ、その場面をスマートフォンで撮影された。

翌日、Qが登校すると、同じ部活動に所属しているRが「なに、あのポーズ。Qっておもしろいね。」と言ってきた。驚いたQがRに詳しく聞くと、昨日の夜、部活動の SNS グループに、Qが変なポーズを取っている画像が送られたことが分かった。また、その画像はQのことを知らない生徒にまで拡散されたことも明らかになった。

その日、Qのところに、多くのクラスメートや先輩が「Qがそんな人とは思わなかった。」「また、やってよ。」などと、言いに来た。そして、Qが帰宅してスマートフォンをチェックすると、知り合いだけでなく、知らない人からも、SNS 等にQをからかうコメントが届いていた。



Qは、スマートフォンの着信音が鳴るだけで恐怖を感じるようになり、Q保護者に相談した。Q保護者はすぐに学校に連絡して、担任のS教諭に報告した。S教諭は「SNS に関しては、家庭の問題である。Qのことは学校外で起きたことだし、学校が生徒の SNS の内容を確認するのは、難しい。警察に相談してはどうか。」とQ保護者に伝えた。

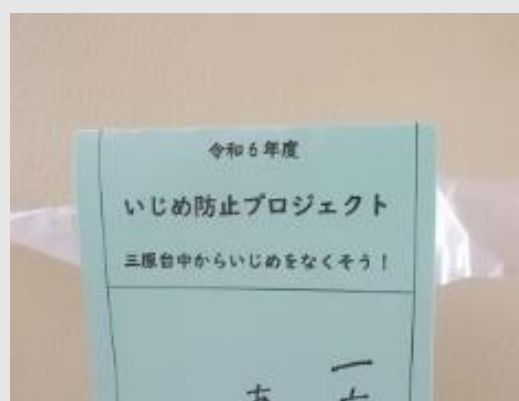
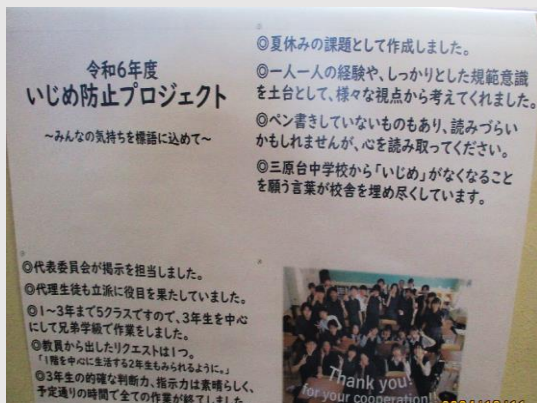
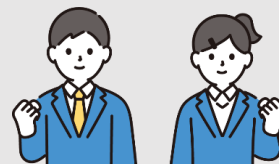
- ◆いじめの定義の共通理解
- ◆保護者や警察との連携
- ◆日常的な人権教育や情報モラル教育の推進
- ◆生徒の悩みや不安の把握



練馬区いじめ防止に係る作品

＜区の実践を校内で活用＞

いじめ防止標語やいじめ防止ポスターを全校で取り組み、校舎の様々な場所に期間を定めて掲示することで、いじめ防止に対して生徒に日常的に意識付けを行う。



＜練馬区教育委員会が推奨する取組＞

- ・児童生徒向け「練馬区いじめ防止に係る作品（ポスター系または標語系）」
- ・「いじめ等対応支援チームからの提言」の周知および地域との連携
- ・「SNS練馬区ルール」を活用したSNS学校ルール・家庭ルール作り



＜東京都教育委員会の資料等による指導例＞

- ・児童会、生徒会の活用（放送委員会の昼放送、図書委員会の本の読み聞かせ等 いじめ防止に関連させる）
- ・「言われたらうれしい言葉」を共有し、校舎内全体に掲示する「心ぽかぽかプロジェクト」
- ・「GIGA ワークブックとうきょう」を活用し、SNS の適切な使い方について話し合ったり、人間関係について理解を深めたりする。

区内学校の取組

【学校相談体制の構築】

子供や保護者に、いつでも相談に応じられる体制が整っていることを伝える。担任だけでなく、管理職、養護教諭、スクールカウンセラーおよび心のふれあい相談員等、校内で相談できる窓口を複数伝え、相談につながりやすい。



<区内学校の例>

- ・ 昼休みの相談室の開放
- ・ 学校ホームページに相談室の取組を掲載

<学校の取組>

【子供の変化への気付き】

子供の様子の小さな変化に気付くことができるよう、学校生活等を通して日常から子供との関わりを深めておく。子供の表情や過ごし方等について、気なる変化があった場合は、教職員で共通理解を図り、組織的に対応する。



<区内学校の例>

- ・ あいさつ運動や校内見回りによる子供の観察
- ・ 昼休み中の複数教員による見守り

<学校の取組>

【定期的な個人面談の実施】

学期に1回程度、学級担任による個人面談を休み時間や放課後等を実施する。子供に事前アンケートを行い、アンケートの内容に基づいて面談を実施したり、子供が自由に話をする場面を設定したりする。



<区内学校の例>

- ・ 各学期初めに子供および担任による個人面談の実施

<学校の取組>

【教職員での情報の引継ぎ】

子供の様子については、担任をはじめ、学年教員、学校生活支援員等が様々な場面で見ているはずである。定例の会議に加えて、適宜、短時間の学年会や臨時会議等を開催して、情報を共有する。



<区内学校の例>

- ・ 管理職、担任、特別支援コーディネーターおよび生活支援員等による臨時会議の実施

<学校の取組>

<いじめに関する聞き取りのポイント>

1 複数の教職員で聞き取る

- 複数で聞き取るにより、客観性を確保する。
- 担任を中心に、子供が話しやすい教職員が対応する。
- いじめを受けたつらさに耳を傾け、共感的に話を聞く。
- 子供に威圧感を与えないように役割分担を決めておく。



2 聞き取りの時間や場所に配慮する

- 子供もやその保護者の意向を確認した上で、時間や場所を設定する。
- 聞き取りの対象が複数の場合は、教職員で分担を決め、個別に聞き取りを行うとともに、できるだけ同じタイミングで行う。
- 聞き取り調査を行う際は、全体として1時間以内で終わるようにする。
- 長時間にわたる場合は、途中で打ち切るなどして、複数回に分けて行う。
- 子供が自らの言葉で話ができるような質問を心がけ、教職員が主観で解釈したり評価したりしない。



3 組織で対応する

- 担任の聞き取りが難しい場合は、スクールカウンセラーをはじめ、その子供と関係性の深い教職員が関わるなど、聞き取りの工夫をする。
- 聞き取った内容が犯罪等に関わるおそれがある場合は、学校だけで対応するのではなく、関係機関に情報提供し、協力を依頼する。
- 警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者に対して周知を行う。



4 誰でも同じように対応できるための記録を作成する

- いじめの行為については、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「誰に対して」「どうやって」などの具体的な内容を整理しておく。
- 対応の記録については、家庭への電話連絡やいじめ対応の会議を開催した日時など、いじめにかかる対応をすべて記載しておく。
- いじめの重大事態調査となった際は、正確な記録が必要となる。その際、「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報が記録として残っていることが望ましく、記入方法について教職員間であらかじめ共通理解をしておく必要がある。

【校内委員会の充実】

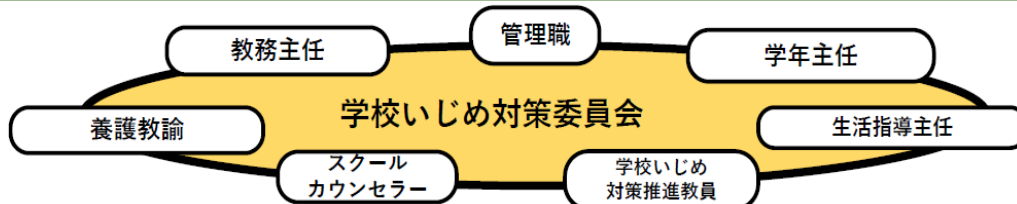
いじめの事実が確認された場合には、学校内において早期に「いじめ対策委員会」を開催するなど組織的対応を行うことが求められており、法律で定められている。〈いじめ防止対策推進法〉

＜学校いじめ対策委員会＞

【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

全校において「学校いじめ対策委員会」の設置が義務付けられている



※事案に応じて、学級担任、部活動担当教員、SSWr等を加える。

【学校いじめ対策委員会】の主な役割等

- 情報収集・共有
- いじめの認知
- 対応方針の協議
- 対応教職員への指導・助言
- 記録の保管・引継ぎ
- 「学校いじめ防止基本方針」の改訂

定例会議：いじめやいじめの疑いのある事案について、現状や対応状況の確認を主として開催する。

臨時会議：校長が必要に応じて随時、招集できる委員で開催する。

留意点

- 開催時には必ず議事録を作成する。
- 委員全員が会議に参加できない場合には、記録した会議内容を共有する。
- 迅速な対応が必要な場合には、報告を受けた管理職が、委員会開催前に対応を指示する場合もある。

○自校における学校いじめ対策委員会の取組について振り返ってみましょう。

【頻度】

【メンバー】

【記録の仕方】

【名称】

いじめの早期対応

【インターネットを通じて行われるいじめへの対応】

＜インターネットによる誹謗中傷等＞

誹謗中傷などが行われていることが確認された場合には、書き込みを行った子供に対して直ちに指導し、被害の子供の保護者と連携して内容の拡散防止と削除の徹底を図る。

特に、SNS を通じて行われているいじめに該当する行為が確認できたときは、グループの全員に不適切な通信内容について指導するとともに被害の子供の精神的苦痛を理解させ、関係修復について話し合わせたり、助言したりする。

【発見後の初期対応のポイント】

いじめの発見に伴い、初期対応が大変重要となる。初期対応でつまずくと、子供や保護者と信頼関係を築けず、その後の対応で苦慮するケースは多々ある。以下のポイントを踏まえて、初期対応を行う必要がある。

①徹底的な事実確認（調査・聞き取りの実施）

- ・被害者、加害者、関係者、および教員等に対する調査（※被害→周囲→加害の順が望ましい）
- ・時系列に整理

②加害側への指導

- ・行為についての指導
- ・反省の促進
- ・複数の教員で対応

②迅速な報告

- ・管理職、保護者に対する報告
- ・今後の見通しの報告
- ・正確な情報に基づいた報告
- ・対応策の共通理解

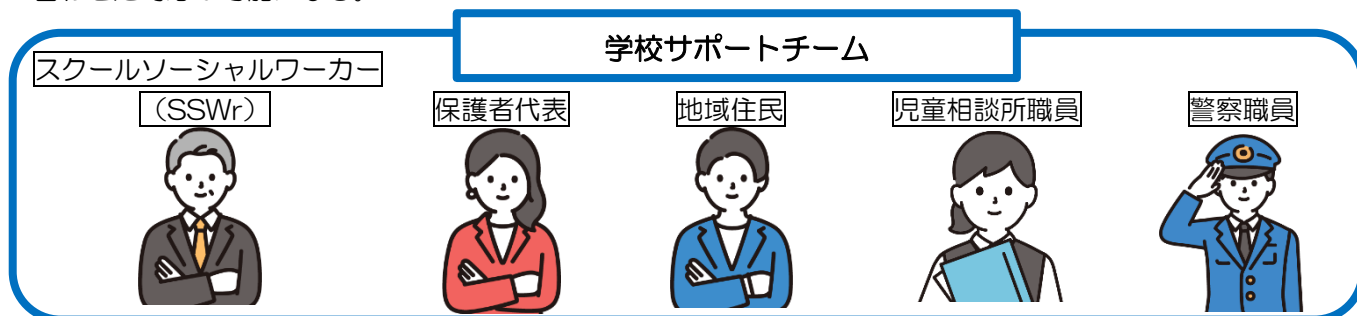
③継続指導・経過観察

- ・複数による子供の見守り
- ・該当保護者への定期的な報告
- ・記録の蓄積と共有
- ・定期的ないじめ対策委員会の開催
- ・今後の方針や改善策の検討

【関係機関等との連携】

＜学校サポートチーム（全区立学校に設置）の開催＞

不登校、いじめ、虐待等の事案が発生した際に開催している。サポートチームが関わることで、当事者を様々な相談機関につなげることができる。また、情報を共有することで広い視野をもてるようになり実態に合わせた対応が可能になる。



＜警察に相談または通報するべき案件＞

次の場合、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めることが大切である。

- ◆学校の内外で発生した児童・生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、またはその疑いのあるいじめ事案（重大事態が想定される事案）
- ◆被害児童・生徒または保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案（以下の12案件）

【暴行】 【傷害】 【強制わいせつ】 【恐喝】 【窃盗】 【器物破損等】 【強要】 【脅迫】
【名誉棄損、侮辱】 【自殺関与】 【児童ポルノ提供等】 【私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）】

＜外部の専門家等の活用＞

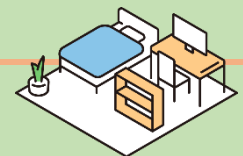
加害者への指導や保護者対応が困難な場合、警察や法律（スクールロイヤー）、心理、医師等の専門家の助言を受けたり、児童相談所等と連携を図ったりしながら、対応していく。

【校内編】



- | | |
|-------------|--|
| 登校時 | ☐ 朝早く登校する。または、遅く登校する。
☐ 一人で登校したり、友達と登校していても少し離れたりしている。
☐ 自分からあいさつしようとしめない。または、友達からのあいさつや言葉かけがない。
☐ 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立つ。 |
| 授業・学級活動等の時間 | ☐ 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
☐ 体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。
☐ 成績が急に下がり始める。
☐ グループ活動の際、一人だけ外れている。
☐ ふざけた雰囲気の中で、係や委員、代表人物等には選ばれる。
☐ 教職員が褒めると、周りの子があざけたり、しらけたりする。
☐ 何人かの視線が集中したり、目配せなどのやり取りがあったりする。 |
| 休み時間 | ☐ 仲のよかったグループのメンバーと一緒にいないようにしている。
☐ わざとらしくはしゃぐ。逆に、周りの様子を気にし、おどおどしている。
☐ 教室や図書室等で、一人で過ごしている。
☐ 一人で廊下や職員室付近をうろうろしたり、用がないのに職員室で過ごそうとしたりしている。
☐ 教職員に頻繁に接触したり、話しかけてきたりする。
☐ 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。
☐ 友達から不快に思う呼び方をされる。
☐ 他の児童・生徒から避けられている。 |
| 下校時 | ☐ 下校が早い。または、用がないのにいつまでも学校に残っている。
☐ 昇降口や校門付近でうろうろしている。
☐ 靴や傘等を紛失する。 |
| その他 | ☐ 給食時、机が離され、一人で食べている。
☐ 清掃時、他の児童・生徒と離れて掃除や片付け等をしている。
☐ 清掃時、椅子や机を運ばれなかったり、放置されたりしている。
☐ 部活動を休むようになったり、急に辞めたいと言ったりする。
☐ 集団活動や学校行事に参加することを渋る。
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、それを隠そうとする。 |

【家庭編】



- | | |
|---------|---|
| 朝（登校前） | ☐ なかなか起きてこない。布団からなかなか出てこない。
☐ 体の不調を訴え、学校を休みたがる。
☐ 食事を拒否したり、黙って食べたりする。 |
| 夕方（下校後） | ☐ 携帯電話やスマホの着信音におびえる。
☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を要求したりする。
☐ 親しい友達と遊ばなくなる。 |
| 夜 | ☐ 家族との会話が少なくなる。
☐ ささいなことでイライラしたり、物に当たったりする。
☐ スマホやパソコンをいつも気にする。
☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。 |
| 夜間 | ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなくなったりする日が続く。 |

練馬区いじめ対応フローチャート

練馬区教育委員会
教育振興部教育指導課

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下方針）に基づき、いじめの疑いのある事案については全て以下のフローチャートに沿った対応を原則とし、組織的に早期対応によった解決を目指す。

1 情報の入手

情報を入手したら速やかに、被害の子供の安全確保に努める。

教職員

<情報源>

- アンケート
- 被害児童生徒・保護者からの訴え
- 日常の観察
- 教育相談
- 周囲からの情報
- 等

2 情報の共有

学年主任

生活指導主任

管理職

教育指導課

※重大な事案については、第一報を行う。

3 対応の検討

<学校いじめ対策委員会>

◎法第22条に基づき、校長は、組織（学校いじめ対策委員会）を設置および招集・指揮する。定例での開催を原則とするが、必要に応じて校長の指示のもと随時開催する。また、開催時には、必ず議事録を作成する。

- (1) 入手した情報の報告・共通理解
- (2) いじめの認知
- (3) 調査方針・役割分担等の決定
- (4) 調査・聞き取りの実施
※被害→周囲→加害の順が望ましい
- (5) 情報集約・事実関係の把握
- (6) 保護者への連絡調整
- (7) 調査記録・対応記録の作成管理

【重大事態か否かの判断】

※教育指導課およびスクールロイヤーと協議する

※判断後の対応は「練馬区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート」を参照

保護者

説明

法第23条5項に基づき、双方の保護者の理解を得られるよう丁寧な説明を行う。

共有

教職員全体

（職員会議、回覧等）

報告

教育指導課

（電話、ふれあい調査等）

助言

法第23条第2項に基づき、報告する。

連携

警察

連携する際には、法第23条第6項および令和5年3月2日付け4練教教指第3941号区通知文を参照するとともに、原則教育指導課と協議する。

4 組織的な指導・支援

関係児童生徒への指導・支援

保護者

適宜連絡

継続指導・経過観察

適宜報告

教育指導課

解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①被害者に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること。

②被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが被害者およびその保護者との面談等により認められること。

※「学校いじめ対策委員会」が被害児童生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

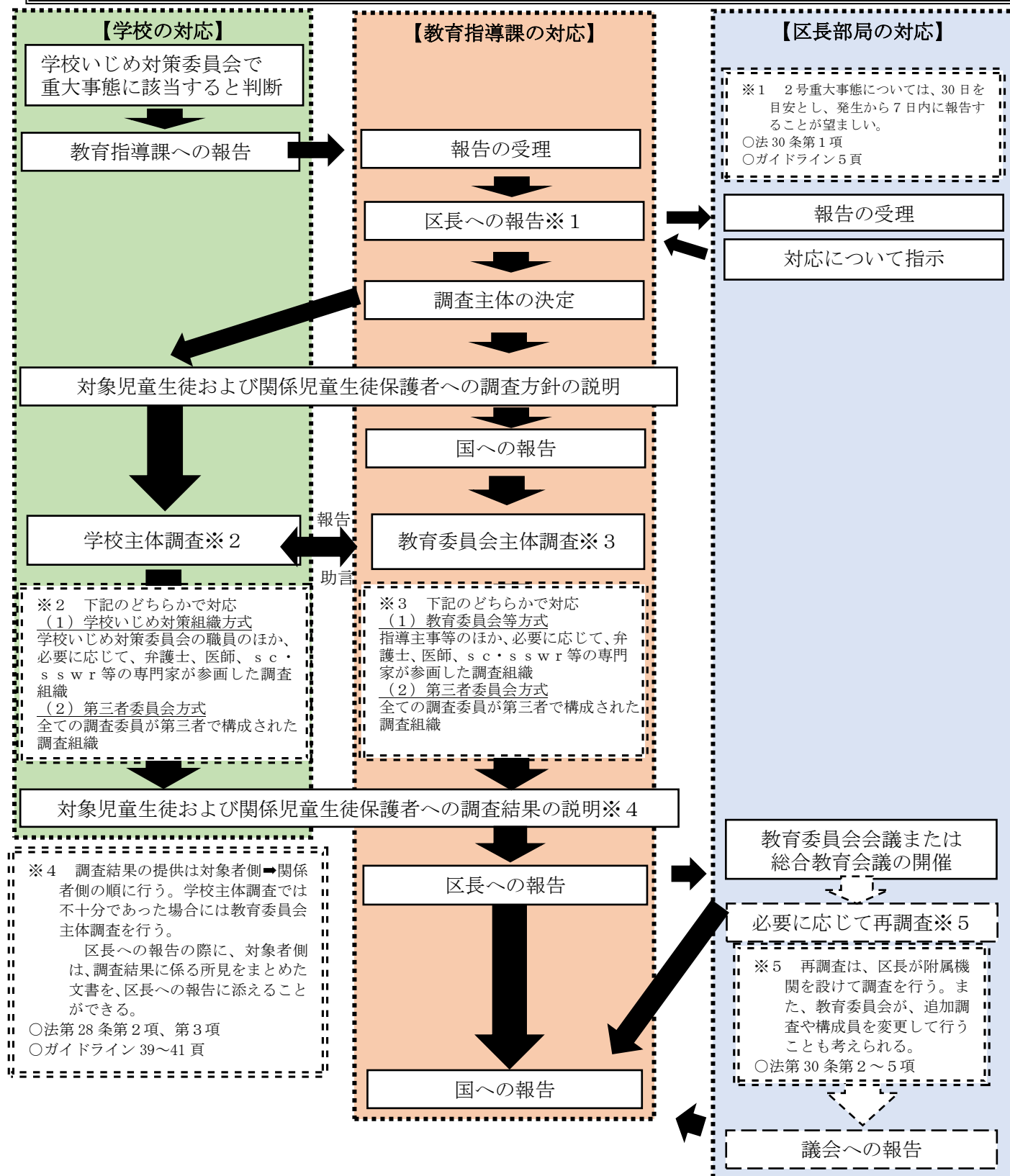
【方針（4）学校におけるいじめの防止等に関する措置 iii）いじめに対する措置】

練馬区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート（案）

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）（以下ガイドライン）に基づき、重大事態発生時には以下のフローチャートに沿った対応を行う。

いじめ重大事態の定義※法第28条第1項

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト（練馬区版）

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、学校園で対応すべき基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応してください。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教職員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合は、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策委員会を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担に従い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童・生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策委員会について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止および早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生活指導主任等を中心として組織的な支援および指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策委員会が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者（教育委員会）に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策委員会」において会議を開催した際の記録や児童・生徒への支援および指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校またはその学校の設置者（教育委員会）において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席日が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童・生徒について、当該児童・生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童・生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止および早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p18参照）

チェックポイント		チェック	日付
資料例	重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。	☐	
	学校が定期的実施しているアンケート	☐	
	教育相談の記録	☐	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	☐	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	☐	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	☐	
	その他（ ）	☐	
学校の設置者（教育委員会）または学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		☐	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができています。		☐	

◆報道等への対応（p19参照）

チェックポイント	チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や副校長等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。	☐	

【チェックリスト③】対象児童・生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p25参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童・生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	☐	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童・生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	☐	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	☐	
説明時の録音の有無を確認した。	☐	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	☐	

●対象児童・生徒・保護者に対する事前説明

◆対象児童・生徒・保護者への説明事項

説明日：

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p26～27参照）

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	☐
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	☐
重大事態として認めた時期について説明した。	☐
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	☐
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同	☐

種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	☐
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	☐
対象児童・生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	☐
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童・生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保され则认为られること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	☐
対象児童・生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	☐
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	☐
児童・生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景および家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	☐
⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	☐
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	☐
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	☐
対象児童・生徒・保護者が関係児童・生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童・生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童・生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	☐
関係児童・生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童・生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	☐
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	☐
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	☐

◆対象児童・生徒・保護者への説明事項

説明日：

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p 27～29参照）

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	☐
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	☐
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明	☐

を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童・生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	☐
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	☐
定期的におよび適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	☐
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者（教育委員会）および学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童・生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	☐
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童・生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	☐
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	☐
調査組織の判断の下で、児童・生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童・生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	☐
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	☐
事前に説明を行った段階で対象児童・生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	☐
⑥調査結果の提供	
法第 28 条第 2 項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	☐
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	☐
関係児童・生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	☐
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	☐
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	☐
公表について、学校の設置者（教育委員会）等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	☐
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者（教育委員会）等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	☐
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	☐
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	☐
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	☐
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	☐

◆対象児童・生徒・保護者への説明に当たっての留意事項
(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p 29参照)

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	☐	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	☐	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童・生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童・生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	☐	
対象児童・生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	☐	
対象児童・生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童・生徒・保護者と信頼関係の構築ができていない教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童・生徒側では親族または弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	☐	

◆対象児童・生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合
(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p 30参照)

チェックポイント	チェック	日付
対象児童・生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童・生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	☐	

説明日：

●関係児童・生徒・保護者に対する説明等（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p 30参照）

チェックポイント	チェック
対象児童・生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童・生徒・保護者に対しても説明した。	☐
調査に関する意見を聴き取った。	☐
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童・生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	☐
関係児童・生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	☐
関係児童・生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	☐

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p 31参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。		☐	
確認・検討事項	調査の目的・趣旨	☐	
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	☐	
	調査方法やスケジュール	☐	
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	☐	
	調査結果の公表の有無、在り方	☐	
	その他（ ）	☐	
		☐	

●調査の実施

◆調査全体の流れ（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p 31～32参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。		☐	
学校の組織体制等の基本情報の把握およびこれまで作成している対応記録等の確認をした。		☐	
確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	☐	
	学校いじめ防止基本方針	☐	
	年間の指導計画	☐	
	学校に設置される各委員会の議事録	☐	
	過去のアンケート、面談記録	☐	
	その他（ ）	☐	
		☐	
対象児童・生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		☐	
対象児童・生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		☐	
実施した事項	教職員からの聴き取り	☐	
	関係児童・生徒からの聴き取りやアンケート調査	☐	
	学校以外の関係機関への聴き取り	☐	
	その他（ ）	☐	
		☐	
		☐	
事実関係を整理した。		☐	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		☐	
報告書の作成、取りまとめをした。		☐	

説明日：

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明

（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p 32～33 参照）

チェックポイント		チェック
聴き取り（またはアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。		☐
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処および再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。		☐
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。		☐
法に基づいて調査結果は対象児童・生徒・保護者に提供するとともに、関係児童・生徒・保		☐

護者等にも説明等を行うことを説明した。	
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名および個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	☐
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	☐
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	☐
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	☐

◆調査中の対象児童・生徒・保護者への経過報告

説明日：

(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p 34～35 参照)

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	☐
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	☐
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童・生徒・保護者に対して確認した。	☐

【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表

●対象児童・生徒・保護者への調査結果の説明

(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p 39～40参照)

説明日：

チェックポイント	チェック
調査報告書本体またはその概要版資料を提示または提供した。	☐
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校および学校の設置者（教育委員会）の対応の検証、当該事案への対処および再発防止策について説明した。	☐
調査報告書に記載されたいじめを行った児童・生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童・生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	☐
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	☐
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童・生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	☐
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	☐

説明日：

●いじめを行った児童・生徒・保護者への調査結果の説明

(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p 40参照)

チェックポイント	チェック
対象児童・生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童・生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	☐
対象児童・生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示または提供、説明を行った。	☐
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	☐